

## 愛知県後期高齢者医療広域連合規則第9号

### 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則（平成19年広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「第2条第3号ア（ウ）」を「第2条第3号ア（イ）」に改める。

第3条の2（見出しを含む。）中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当した場合

第3条の3の見出し中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に、「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改める。

第4条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

（2） 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

（3） 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第4条第2項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改め、同条第3項を削る。

第5条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

第8条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第12条中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第16条の2(見出しを含む。)中「第17条第2号イ」を「第17条第2号」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの規則による改正前の第4条第3項及び第12条の規定の適用については、

なお従前の例による。